

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月25日(木)午後2時58分から午後4時00分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	白石勝敏
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員(1人)

2番 中野敏憲

5. 出席推進委員(27人)

釜賀義孝
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
宮本貞義
渡邊康之
西田政彦
石岡孝士
吉田寛実
中西芳裕
石田雄一
鶴山正行
有村敏之
吉田友彦
橋本一郎

瀬本浩和
林田孝介
増田武夫
上原 誠
宮崎 潔
田崎千明
松田英次
島田弘美
村上寿啓
長井三規
黒田浩一郎

6. 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について
- 第2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による賃借権・使用貸借権の許可申請について
- 第3 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について
- 第5 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定及び移転の許可申請について
- 第6 議案第6号 農用地利用集積計画について
- 第7 議案第7号 農地中間管理機構等による農用地の買入協議について

7. 農業委員会事務局職員

局長	志水浩二
局次長兼係長	山本康博
上席参事	山田由美子
参事	橋本周斉
参事	泉 正裕
主事	桑野 直
主事	平川祥子

8. 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いですが、本日出席される委員の皆さん方はおそろいですので、始めさせていただきますと思います。

まず、午前中に、二見地区の現地調査に参りました。それらに参加された委員さんの方々は、誠にお疲れさまでした。お礼申し上げます。

改めまして、総会前に、4月の人事異動で事務職員の異動がありましたので、報告させていただきます。

異動した職員、起立お願いします。

私、志水が事務局長へ、それと、桑野主事、平川主事、計3名が着任いたしました。

職員が7名、合計8名で、新たな気持ちで頑張りますので、皆さん方、よろしくお願ひします。（拍手）

それでは、ただいまから4月の総会を開会させていただきます。

本日は、中野委員、松田推進委員、山口推進委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく申し上げます。

議 長

皆さん、こんにちは。4月に入りですね、今、紹介されました3人、事務局長、係の2人が新しく入ってこられました。4月に入り、推進委員も全員集まったの総会を開催することになりました。今年度から大所帯となりますが、それぞれ皆様方の地域での活躍と総会での発言あるいは勉強を皆さん方にしていただきたいと思います。昨日よりの雨の後ですね、今日、昼からたいへん天気がよくなりました。これから先ですね、田植えの準備とかいろいろ、お忙しくなるかと思いますが、健康に注意されまして、ひとつ、この総会のほうもスムーズに審議していただきたいと思います。それでは、ただいまより、4月の農業委員会総会を始めます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。19番、寺田浩委員、3番、松本秀昭委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、訂正があるようがございますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、事務局から議案書の訂正について説明いたします。初めに、5ページ、農地法第5条1項の規定による所有権移転についてご覧ください。7番の太田郷です。5ページの7番ですね。7番の太田郷です。右側に移って申請理由のアパートの下の方に「無断転用」を追加してください。無断転用ですね、こちらが無断転用になります。続きまして、次の8ページ、8ページ、太田郷です。すみません、次は無かったですね。2枚目、3枚目で8ですね、すみません。8ページの1番、太田郷です。同じように申請理由の下の方に「無断転用」という字を追加してください。「無断転用」です。お詫び申し上げ訂正をよろしく申し上げます。事務局からは以上になります。

議 長

それでは、議事に入ります。議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。議案第1号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件、贈与が2件ありました。地目別では、田、7,895平方メートル、畑、315平方メートル、計8,210平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たさずと考えます。御審議方よろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明

	をお願いします。
	1 番、太田郷。
推進委員	太田郷の担当の渡邊です。
	1 番、2 番について、御説明いたします。
	1 番と2 番は、これは、関連がありますので、そのところを鑑みて一緒に説明を
	いたします。
	まず、1 番、譲受人の方が相手方の要望により買い受けをされるということでした。
	譲受人の方は意欲的な農家であり、年々規模拡大を進められており、露地野菜、水稲
	などをつくって頑張られております。申請地の場所は、新幹線駅北側△△△メートル
	の地点であります。1 番については何ら問題はないと思いました。
	次、2 番です。
	これにつきましては、地番のほか1 筆の一部に当たります。これは、1 番の方は売
	り出されるということで、いろいろ調べられたら、一部が〇〇〇さんと言われる方の
	ものになっておられました。〇〇さんが、この〇〇さんに、一応頑張られておるので、
	贈与という形で一応済ませられました。別に何ら問題はないと思います。御審議の方
	よろしくをお願いします。
議 長	3 番、日奈久をお願いします。
推進委員	日奈久の橋本です。3 番について説明します。
	この件について、4 月 2 1 日に現地を農業委員の〇〇〇さんと確認してきました。
	場所は、日奈久大坪町の〇〇〇西側△△△メーター。〇〇〇〇の南側△△メートル
	の位置にあります。譲受人の〇〇さんは、この畑を一畝 5 0 年近く耕作されており、
	譲渡人の〇〇さんが買って欲しくないかと要望があり、経営規模拡大のため、購入する
	こととなりました。この件について、何ら問題ないと思います。
	よろしくをお願いいたします。
議 長	4 番、二見、をお願いします。
推進委員	二見地区の瀬本です。4 番について説明します。
	この件について、4 月 2 3 日、申請人に対して調査を行ったところ、譲受人〇〇〇
	〇さんが離農、離作され、譲渡人さんの要望により、〇〇〇〇さんに無償譲与された
	ものです。譲受人の〇〇〇〇さんは、会社を退職後、営農に励まれ、議案書に記載の
	とおり 5 反の面積を耕作されており、農機具などを保有され、規模拡大を望まれてい
	ます。農地を取得後は、将来にわたり夫婦で有効に利用されるものと判断できます。
	したがって、この件について、担当委員として、何ら問題はないと思われま
	す。御審議のほう、よろしくをお願いします。
議 長	5 番、鏡、をお願いします。
推進委員	鏡の宮崎です。5 番について御説明いたします。
	〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟でございます。この場所はですね、旧氷川高校の
	すぐ近くでございます。〇〇〇さんは、現在、トマト、メロンを栽培されておられ
	まして、〇〇さんのお兄さんの土地を 2 5 年前に賃借という形で借りられまして、
	ハウスを建てておられます。それは、今年ですね、〇〇さんの〇〇さんが、もう△△を
	超えられまして、もう俺もそろそろ土地を処分したいということで相談があったそ
	うです。〇〇さんのほうは、〇〇さん一人で、サラリーマンの方に嫁いでおられます

農家の経験もないし、これから農家をやる気持ちもないということで、〇〇さんを買って欲しくないかということ相談されたそうです。〇〇さんのほうは後継者も立派に仕事しておられまして、頑張っておられます。そういうことで、買いたしようということで、返事をされております。農地もですね、これからずっとしていくということで、何ら問題ないと思います。

どうか、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

6番、鏡、お願いします。

推進委員

鏡の島田です。23日のお昼、現地確認を〇〇さんとしまして、譲渡人の〇〇さんから話を聞きました。後継者もおられず、高齢でもあり、耕作ができないということで、隣接する農地を持っておられる譲受人の〇〇さんに購入していただいて、規模拡大をしたいということでした。

御審議よろしく願いいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから、何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がありませんようですので、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案2号農地法第3条第1項の規定による使用貸借権・賃借権の許可申請については、8ページの議案書、議案第5号の4番と関連しており、同一に審議する必要がありますので、議案第5号の審議の際に合わせて、事務局には説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

ありがとうございます。
それでは、そのようにいたします。

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議します。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

事務局からは、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、備考欄記載のとおり、用途地域内の農地ですので、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、2番の案件は、おおむね500メートル以内に新八代駅と県南広域本部があり、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域内にあるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

なお、両案件については、一般基準においても、許可は可能と考えます。
それでは、御審議方よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、八千把。

推進委員

八千把担当の中畝です。1 番について説明します。

この案件は、区画整理区域内の現状水稲を耕作されている農地で、ここにアパートを建築しても、何ら問題はないと思います。

議 長

2 番、太田郷、お願いします。

推進委員

太田郷担当の渡邊です。

申請物件の場所は、新幹線駅（新八代駅）南側△△△メートル、○○○○○○隣であります。申請人の方は、住宅供給のためにアパートを3棟建てたいということでしたが、何ら問題はないと思いますので、御審議方よろしくお願いいいたします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長

では、異議がなければ、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第4号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農地法第5条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書4ページから7ページのとおり付議いたします。

今月の申請は17件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

最初に、4ページの1番から6ページの13番の案件は、備考欄記載のとおり、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

なお、4ページの5番、5ページの6番、7番及び9番の一部、6ページの13番の案件については、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

6ページ、お願いします。

次に、14番、15番の案件は、関連する案件ですので、あわせて説明いたします。

申請地は、千丁駅から、おおむね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されますが、土地選定の代替性についても検討されており、許可は可能と考えます。また、

7ページ、お願いします。

次に、16番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりがある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に接続して設置されるものであることから、

不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。また、土地選定の代替性についても検討されています。

最後に、17番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住するものの、業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。また、土地選定の代替性についても検討されています。

なお、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことなどから、一般基準についても、全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、代陽、お願いします。

推進委員

1番、代陽・太田郷を担当の渡邊です。1番について御説明いたします。

申請地の場所ではありますが、松江町八代市立第一中学校〇〇△△△メートルの周辺が、近年、分譲地が進んでいる地域であります。譲受人の方が買い受けて、宅地分譲8区画で販売したいとのことでした。別に何ら問題はないと思いますので、御審議方よろしくお願いたします。

議 長

2番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中畝です。番号2番から6番について説明します。

2番は、区画整理区域内の〇〇〇〇の区画割の造成地で、ここに個人住宅を建築しても、何ら問題がないと思います。

3番、4番も、区画整理区域内の〇〇〇〇の区画割の造成地で、ここに個人住宅を建築しても、何ら問題がないと思います。

なお、3番、4番は、隣同士の造成地になります。

5番、6番は、隣同士の農地になるので、一緒に説明します。

場所的には、田中町の〇〇〇の北側に当たり、周りが住宅地で、現状、畑として利用されている農地で、ここに個人住宅を建築しても、何ら問題がないと思います。

議 長

7番、太田郷、お願いします。

推進委員

1番、太田郷担当の渡邊です。7番、8番、9番、続けて、報告をいたします。

まず、7番、申請地の場所ですが、長田町〇〇〇〇駐車場東側△△△メートルの地点です。アパート隣の狭い三角の場所でありました。

なお、ここは無断転用でありましたので、始末書が添えられております。

続きまして、8番、申請場所は、上日置、〇〇〇〇東側△△△メートルの地点でありまして、現在の住まいが手狭となったため、申請地を買い受け、耐震性の個人住宅を建築したいとのことでしたが、何ら問題はないと思います。

続きまして、9番、申請の場所は、上日置町。この案件につきましては、4人の方が申請されておりまして、上日置町字〇〇〇△△△の一部を3メートルぐらいいか道路の幅がないようでしたので、その一部を市へ寄附をされるとのことでした。そして、8区画の分譲地を譲受人の方がつくられるということでした。別に問題はないと思いますので、御審議方よろしくお願いたします。

議 長

10番、麦島、お願いします。

推進委員

麦島・植柳担当の吉田です。

21日の日曜日、中村農業委員さんと2人で現地を確認に行きました。麦島小学校を東へ約△△メートルに位置する場所でありまして、周りはほとんど住宅になっております。住宅用の電気販売、修理等をされておりまして、今、借りていた土地が手狭になったために、この土地を買い、資材置き場、駐車場に利用したいということの話でした。問題がないと思いますので、御審議方よろしく願いいたします。

議 長

11番、宮地、お願いします。

推進委員

宮地の石岡です。11番、12番、13番について御説明いたします。

11番は、ここに福祉施設をつくりたいということで、場所は、〇〇〇〇から北西の方向に上がって、〇〇〇〇の下、〇〇の通りです。それに関しまして、12番は、その申請地の横に宅地となっています倉庫があるんですけども、それも一緒に福祉施設をつくりたいということで、〇〇さんの倉庫がなくなるものですから、すぐ近くに倉庫としての用地を借りたいと、借りたいということで、この2筆、2物件も、用途地域内であるため、何ら問題はないと思われます。

それで、13番は、〇〇〇〇の前も、北側も、南側も、〇〇〇〇の土地の一面に挟まれておりまして、準工場地帯でありますので、何ら問題はないと思われますので、どうか、御審議方よろしく願いいたします。

議 長

14番、千丁、お願いします。

推進委員

千丁町の増田です。14番、15番の2点について御説明いたします。

申請地は、千丁町新牟田で、ここ近年、〇〇〇〇で、そして、千丁小学校、中学校に近く、駅、郵便局、千丁支所など整っており、住居希望も多いとのことでした。

どうぞ、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

16番、鏡、お願いします。

推進委員

鏡の田崎です。16番について説明いたします。

申請地は、上鏡の住宅地の〇〇側に面している畑でありまして、申請者によりまして、アパート住まいから、子供たちが大きくなったので、住宅を建てたいという要望で、購入をしたいという話でした。

御審議方よろしく願いいたします。

議 長

17番、鏡、お願いします。

推進委員

鏡の宮崎です。17番について御説明いたします。

17番の案件は、県道八代鏡宇土線の〇〇〇という〇〇〇〇〇〇から野崎方面に入りまして、芝口の〇〇〇〇のところにあります。〇〇〇〇さんは、現在、米だけつくっておられる農家であります、なかなか一生懸命頑張っておられまして、うまい具合いかないでしょうかね、この申請物件は田んぼに入っているということで、親戚の方から、早く処分しなさい、処分しなさいという、やっとな、本人さんがその気持ちになられたということで、この話が出てきたわけであります。あと、また、〇〇〇〇さんという方は、同じ〇〇〇〇に住んでおられますけれども、現在、土木工事業を行っておられますが、まだ若くて、△△歳と言われておりましたけれども、〇〇で事務所をいろいろ、あちこち、つくって、工事をしておられるということで、今度、拠点に住

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることとします。申請を許可いたします。では、4番について、説明を事務局をお願いします。まず、5条である、このページの説明をお願いします。

事務局 それでは、最後に4番の案件についてですが、本日、午前中、皆様方には、現地での調査に立ち会っていただき、誠にお世話になりました。

また、備考欄記載にありますとおり、ことしの1月総会で継続審議となっているものです。今回書類がそろい、許可の判断が可能となりましたので、改めて皆様方に許可か不許可を決定していただくものです。

それでは、説明いたします。

転用者は、太陽光再生可能エネルギーの開発生産などを営む法人で、二見本町の田1万1,330平方メートルのうち、3.73平方メートルを賃借し、営農型太陽光発電施設として、3年間の一時転用する案件です。

申請地は、日当たりがよく、太陽光発電設備に適しており、太陽光パネル2,912枚、支柱の高さは、2.5メートルから3.4メートルで、パネル下部では、ハラン栽培の営農計画書が添付されております。

営農型太陽光発電施設の下部の農地において、ハラン栽培を行う場合の営農指導を行っている機能エンジニアリング株式会社の支店として、栽培や収量に影響がないことの見書などを確認しております。

また、簡易な構造で、容易に撤去できる支柱となっていること、支柱の高さ、間隔等から、農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されていることなどから、農林水産省通知に基づく要件を満たしていると判断しました。

よって、申請地は農振農用地区域内の農地ですが、一時的な利用に供するために行うもので、例外規定にある、下部において営農を継続して設置する営農型太陽光発電施設に該当し、許可相当と考えられます。また、一般基準でも転用実現は可能であると考えられ、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、議案書の2ページに移ります。

議案第2号農地法第3条第1項の規定による使用賃借権・賃借権の許可申請、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第3条第1項の規定による区分地上権設定の許可申請について、議案書2ページのとおり付議いたします。

今月の区分地上権設定の許可申請は1件ありました。平成31年1月総会の継続審議の議案です。地目としては、田で、1万1,330平方メートルです。内容につきましては、先ほど説明がありました、8ページの農地法第5条第1項の案件と同一のものになり、営農型太陽光発電設備設置のため、農地の空中部分に区分地条件設定の許可を申請するものです。

今回の案件のように、太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、太陽光

発電設備の設置者は、農地の空中部分を利用することから、農地法第3条第1項の許可を受けることが必要です。

なお、農地法第3条第2項、ただし書きにより、農地法第3条第2項各号に列記されている全ての効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件などの要件を満たす必要がない案件になります。

なお、3条の許可期限は、農地法第5条の一時転用と同じく3年間となります。
御審議方よろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、二見、お願いします。

推進委員

二見地区の瀬本です。

この案件は、3条と5条、重複した案件になります。

4番について御説明します。

この件は、1月の総会において、継続審議になった案件です。この件は、営農型発電で、上部でソーラー発電を行い、下部でハランを作付するものです。場所は、二見小、中学校の〇〇に位置し、〇〇〇〇の横にあります。申請人は、△△歳を超え、長男の方も会社員で、当該農地は荒廃農地となっておりました。そこに営農型発電を行われ、営農されるものです。また、今日の午前中、会長さん始め農業委員さんの方々と現地確認を行いました。審議の方よろしく申し上げます。

議 長

この案件につきましては、農業委員の皆さん、来られた方、現地調査をして、参って、見ておられます。

皆さんから、何か御意見、御質問はございませんか。

(14番 手を挙げる)

議 長

本田委員。

(発言する者あり)

14番

すみません、鏡の農業委員の本田です。

先ほど会長からもお話がありましたとおり、本日は皆さんで現場を見てきました。担当の委員さんから説明がありましたとおり、地権者の方は△△歳。農業後継者はいない。そこに営農型ソーラー発電事業を行うということで、やはり、失礼ですけれども、中山間地は結構荒れているところが多いですね。その解消にもなるんじゃないかと思うんです。もし、その事業が軌道に乗れば、また、周辺の水田も利用されて、営農されるというお話も伺っておりますので、私の意見としては、いいのではないかと
いう気持ちでおります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。ほかに意見ございませんか。ほかの委員さんには何か意見
ございませんか。

(7番 手を挙げる)

議 長

高野委員。

7 番 水害についての恐れがあるということで、大変そのことを気にして、反対の理由が起こったんですが、そのことについてはどうなのでしょう。例えば、橋にひっかかって、どうのこうのというあれがあって、その周辺の農地に被害が拡大するちゅうことならば、どうなのでしょう。いつ、あるか、わからないちゅうことやったんですけども、災害ちゅうのは、そういう予測がある程度できているならば、ある程度は防げるんじゃないかちゅう意見もあると思うんですが、そういうことに関しては、いかがなんでしょうか。

議 長 二見地区の現地は、ちょっと低位置で、大雨が降ったら水がつかえてくるということで、今、高野委員さんが、大雨のときに低位置であるので、水が底にたまっていくということで、水害の被害が出たときにはどういった状況になりますかということでありましたが、私たち農業委員としては、水害は、被害があったときにどう対応するかは、私たち農業委員の立場じゃないと思います。農業委員としては、やはり、農地の転用、あるいは、耕作放棄地の解消というのが主な目的にありますので、今、本田委員が言われたように、耕作放棄地の対象に営農型太陽光発電が出てきて、耕作放棄地がそれで解消されて、草が植やらずに、きれいに農地が整地されたらいいんじゃないかという考えでございます。水害は非常にいつ起きるかは予測しがたい問題でもありますし、自然災害ということは予期できないところでありますが、水害、水がつかるといことは、きょう現地の方から話を聞いてまいりました。それに対して、農地の被害が出るかどうかは、非常に、まだ、今のところでは、被害が出るから、これは反対、許可をできないということでは言えないんじゃないかと思います。今、事務局のほうにも、手続き上の書類には、今のところはないということでございますし、水害の問題でも、ちょっと却下等は、いかがかなというふうにと考えるところでございます。また、私も県の会議に毎月行っていますが、月に4、5件は、この営農型太陽光発電が案件に上がってまいります。その申請理由としまして、先ほど現地で言いました二見地区のような耕作放棄地の解消として、営農型太陽光発電がどこの地区にも、やはり、進められているようでございます。草がぼうぼう植やっているよりも、営農型でここに作物をつくって、農地は荒れない。荒れてなければ、それでいいんじゃないかという御意見でも、各委員さん方は、もっておられますので、耕作放棄地の解消としては、今現在のところ、その方法がいいんじゃないかなという各地区の農業委員さん方も、地区でも考えがあるようでございます。

ほかに何か皆さん方見てこられて、意見ございませんか。

(10番 手を挙げる)

議 長 田口委員さん。

10番 3条第1項の規定によると、土地を借りられる方が〇〇〇〇〇、これ、何て読むんですか、〇〇〇〇〇となっておりますけれども、実際に耕作される方は、話では、〇〇〇の方ということでしたけれども、その方の名前はここに載らんわけですか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 下の耕作については、これは農地の賃借権の設定になりますので、農地利用集積計画の基盤法のほうでの設定になりますが、今回は、まず、上部部分の農地3条の地上権と5条の賃借権のほうで、許可がおいた見込みができたなら、下部の農地の賃借権の設定を議案として提出したいと思っております。すみません、ここでは、名前のほうは、議案書で出ておりません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議 長

ほかに、委員さん方、何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質疑、質問も、意見も出尽くしたようですので、採決をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

では、採決について、私のほうから説明させていただきます。
農業委員会の会議規則の中で定めてあります第17条に、総会の議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。採決に当たり可否を表明しない者は棄権したものとみなすということで、いわゆる、丸か、バツかで、棄権もあるということです。
以上です。

議 長

それでは、この案件につきまして、許可される方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

続いて、許可されない方の挙手をお願いします。

(反対者挙手)

議 長

許可多数。これにより許可相当として、県の諮問会議に提出します。

議案第6号 農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を議案書9ページから15ページのとおり付議いたします。

今月の利用権設定は、賃借権設定が39件、使用貸借権が8件、合計47件で、面積は23万677平方メートルです。

また、所有権移転は13件、面積は3万7,640平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

なお、この基盤法による所有権移転は、通常800万円、買入れ協議となった場合は、最高1,500万円までの税金の特別控除を受けられるなど優遇措置がとれますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月5月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、5月13日月曜日を予定しています。現時点で関係する地区は、昭和同仁町、鏡町芝口、東陽町南の予定です。地区の担当委員さんへは、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

推進委員 まずは、この件に相談があった場合、期限を示されましたけれども、ちょっと理解できなかったんですけど、芝口の何とかと言われ……。

事務局 地区ですね。

議長 はい、どうぞ。はい(事務局)。

事務局 次の売買契約の日程の日付を申しました。売買日程の予定の日です。

議長 売買契約の日程の。

事務局 農業公社のほうから、こちらにですね、市役所のほうに来られまして、売買契約をする予定の土地がある地区をお知らせしたところです。鏡町の芝口が、(発言する者あり)はい。鏡町の芝口が1件あります。よろしいですかね。(発言する者あり)

議長 議案第7号農地中間管理機構等による農用地の買入協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号農地中間管理機構等による農用地の買入協議について、農業経営基盤強化第16条第1項の規定による農地中間管理機構等への買入れ協議の要請を議案書16ページのとおり付議いたします。

今回、議案書記載の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく所有権移転につきまして、4月8日に申し出がありました。しかし、不調に終わったため、八代市長に対し、同法第16条第2項の規定による申請者への通知をするよう要請をするものです。

買入れ協議制度における市長への買入れ協議の要請は、地権者から農地を売りたいという申し出があった場合、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦、熊本県農業公社が買入れることを必要と認め、市長から、所有者と農業公社で買入れについて協議をしてくださいということ在地権者へ通知していただくというものです。

この買入れ協議の通知は、買入れ協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地のみであり、受け手は認定農業者が優先され、買入れ協議が成立しますと、地権者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除が受けられることとなります。

議案第7号の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がなければ、ただいまより採決をいたします。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、可決されました。八代市長に買い入れ協議の要請をいたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、許可不要転用届、地目変更届、非農地証明願、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届け出、通知がありましたので、報告します。

これもちまして、4月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

平成31年4月25日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____